

大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務プロポーザルに関する質問及び回答

令和 8 年 4 月 28 日
大牟田市福祉課

資料名	頁	項目	質問	回答
実施要領	3	9. プレゼンテーションの実施	計画書とは別に投影用の資料を事前に準備し、当日はその投影用の資料を用いてプレゼンテーションを行うことは可能か。	様式第6号に基づきプレゼンテーションを行っていただきますが、記載内容を補足する目的(例:内容を図表等で可視化、面談スペースの画像や図面の投影等)に限り使用することができます。その場合でも説明時間は10分以内とします。
様式第6号	1	2. 現在運営している事業所	枠が不足する場合は追加とあるが、枠を超過して記載すると他の記載欄・行数が制限されることになるが見解は。	超過する場合で、他の記載欄・行数に支障をきたす場合は、主要な施設に絞られて構いません。
様式第6号 別紙1 仕様書	2 2	様式第6号 5. 事業の実施計画 【2】円滑なサービス提供 (4)サービス提供スペースの整備等 仕様書 6. 業務内容 イ C型サービス提供 (ア)測定(開始時)・(オ)測定(終了時)	大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務の実施計画書における、「(4)サービス提供スペースの整備等について」の記載に関連し、ご確認させていただきたく存じます。 別紙1「大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務委託仕様書」の(4)C型サービスの提供(ア)及び(オ)に記載されている測定「通常・最大歩行速度」を実施する場合、5mの測定区間に加え、予備路として3m程度のスペースが必要となり、合計で約8mの直線空間の確保が求められるものと認識しております。 そのため、面談スペースにおいて当該距離の確保が難しい場合、同一建物内にある他の介護事業所のスペースを共有し、測定を実施することは可能でしょうか。 なお、その場合は、介護事業所利用者のサービス提供の妨げにならないことを前提とします。	測定は面談と別のスペースをご活用いただくことは可能です。測定は開始時と終了時が同じ条件の下で実施されますようお願いいたします。
別紙1 仕様書	1	5. 実施区域	大牟田市短期集中予防サービス事業実施業務委託仕様書では「5 実施区域」ごとにサービスを実施することとされていますが、それぞれの区域におけるアセスメント訪問が必要な人数及び短期集中予防サービスの利用者数について、それぞれ年間何人程度を想定されていますか。	対象者数は、市全体で概ね800人/年と見込んでおり、これを包括区域ごとに高齢者人口の割合で按分し、以下の通り見込んでいます。(通所・訪問共通) 中央 195人、手鎌 88人、吉野 107人、三池 207人、三川 78人、駿馬・勝立 124人。
別紙1 仕様書	2	6. 業務内容(2) アセスメント訪問	「(2)アセスメント訪問」の1行目、介護認定の相談については、市窓口、地域包括支援センターで受付を行うとあるが、いずれの窓口でも受付を行うという認識で良いか。	お見込みの通り、市介護保険担当の窓口、各地域包括支援センターで受付を行います。